

兵庫区要援護者支援団体活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫区内の要援護者の支援活動の強化を図り、災害発生時に、要援護者の避難が円滑に行われることを目的として、同支援活動に取り組む区内の団体に対し、兵庫区が交付する兵庫区要援護者支援団体活動補助金（以下「本補助金」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 神戸市における災害時の要援護者の支援に関する条例（平成 25 年 3 月 条例第 63 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。
- (2) 要援護者支援団体 条例第 2 条第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 要援護者支援活動 次に掲げるものをいう。
 - ア 要援護者の安否確認に関する活動
 - イ 要援護者の避難支援に関する活動
 - ウ 要援護者の避難生活支援に関する活動
 - エ その他兵庫区長（以下「区長」という。）が認めるもの

(補助金交付の対象となる団体)

第3条 本補助金の交付は、次の各号のいずれにも該当すると認められる要援護者支援団体に対して行う。

- (1) 団体規約又は区長がこれに準ずると認める書類において、代表者、会計等を明確にしていること。
- (2) 所在地が兵庫区内（以下「区内」という。）にあること。
- (3) 神戸市長と条例第 9 条第 1 項に基づく協定書又はこれに準ずるものとして区長が認める協定書を締結していること。
- (4) 区内で要援護者支援活動に着手していること。

(交付の対象及び補助金の額)

第4条 区長は、前条に規定する団体に対して、要援護者支援活動を推進するために必要な経費について予算の範囲内において、一団体につき上限 50 万円までを補助することができる。ただし、本補助金の交付を受けようとする同一の対象経費につき、国、県、市、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 3 項に定める法人その他公的な団体に対して、補助金又は助成金の交付の申請を行うものを除く。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする要援護者支援団体は、次の各号に定める書類を当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 要援護者支援活動計画書（様式第 2 号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第3号)を補助金の交付を申請した要援護者支援団体(以下「申請者」という。)に送付するものとする。

2 区長は、前項の場合において、必要があるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 区長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 区長は、審査の結果、本補助金の交付を不相当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定を補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、本補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ補助金交付決定内容変更等承認申請書(様式第6号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者が、補助金の交付の決定を受けた要援護者支援活動計画(以下「交付決定済み活動計画」という。)の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に関係がない活動計画の細部の変更等軽微な変更を除く。

(2) 補助事業者が、交付決定済み活動計画の内容の全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した上で、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、要援護者支援活動実績報告書(様式第9号)に、区長が必要と認める書類を添えて、その指定する期日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の報告を受けたときは、報告書及び収支決算書その他書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額

確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知する。

- 2 区長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 8 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下、同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の額の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を徴するものとする。
- 5 区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（補助金の支払）

- 第 11 条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、本補助金を交付する。ただし、区長が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により本補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第 11 号）を区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、概算払により補助金の支払いを受けたときは、直ちに領収書を区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

- 第 12 条 区長は、第 8 条第 1 項第 2 号に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があつたとき及び次の各号の一に該当するときは、第 6 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、虚偽又は不正の手段により、本補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者が、本要綱による要援護者支援活動に係る調査及び監査について、正当な理由なく拒否、妨害、又は忌避したとき。
 - (4) その他本要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の規定による補助金の返還については、第 10 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

（補助金の経理）

- 第 13 条 補助事業者は、本補助金に係る会計について必要な帳簿及び証拠書類等を整備し、本補助金の交付の決定を受けた要援護者支援活動に係る経理を明確にしなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類等を本補助金の交付決定の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な書類の提出を求めるほか、監査を行うことができる。

(財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、本補助金により取得した財産については、物品管理簿を整備し、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(施行細目の委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、区長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。